

東京電力への損害賠償請求に係るADRセンター の仲介による和解について（第三次）

岩手県復興防災部復興危機管理室

1 経緯

- (1) 東日本大震災津波に伴う原子力発電所事故に起因する放射性物質の影響対策に要した費用に係る損害賠償請求については、まず、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）との直接交渉を行い、賠償金の支払に至らないものについて、これまで、3度にわたり原子力損害賠償紛争解決センター（以下「ADRセンター」という。）に和解仲介の申立てを行ってきた。
- (2) 第三次和解仲介申立てについては、平成24年度から平成29年度までに実施した放射性物質の影響対策に要した費用のうち、東京電力が支払に応じないもの（2,600万円余）について、令和元年6月県議会定例会において、あっせんの申立ての議決を得た。
- (3) その後、東京電力から、申立前に任意に賠償金1,200万円余が支払われた。
- (4) さらに、令和元年7月22日の申立後に、東京電力から任意の支払を受けたことなどにより、申立額86万円余を減額し、最終申立額を1,300万円余とした。
- (5) 令和3年12月17日に、ADRセンターから、東京電力が県に対し984万円の支払義務を負うことを内容とする和解案が提示され、令和4年1月27日に、東京電力が同和解案を受諾する意思を表明した。
- (6) 提示された和解案について、県顧問弁護士に相談する等して検討した結果、受諾することが適当と判断し、令和4年2月県議会定例会に和解に係る議案を提案し、令和4年3月4日、議決された。
- (7) 県及び東京電力において和解契約締結の手続きを行い、令和4年3月22日付けで和解契約が成立し、同月28日、和解金の支払いが行われた。

<あっせん申立ての議決額との関係（単位：円）>

申立議決額	任意賠償額	当初申立額	変更額	最終申立額	和解額
26,342,035	△12,122,086	14,219,949	△867,247	13,352,702	9,840,000

2 和解の内容及び和解額算定の考え方

(1) 和解の内容

- ア 東京電力は、県に対し、和解金として9,840,000円を支払う。
- イ 東京電力は、県に対し、アの金員を和解成立後14日以内に支払う。
- ウ 本和解に定める金額を超える部分について、本和解の効力が及ばず、県が東京電力に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- エ 本和解に定める金額に係る遅延損害金について、県は、東京電力に対して別途請求しない。
- オ 本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

(2) 和解額算定の考え方

区分	主な事業	申立額	和解額
全額賠償	処分刈草の放射線量測定費、職員向け研修等費用（H24年度）、汚染廃棄物処理協議に係る費用、原木しいたけ再生産促進事業費、利用自粛牧草等処理円滑化事業費 等	5,694 千円	5,694 千円
一部賠償	道路清掃に伴う放射線量測定機器の校正点検料、風評被害調査費、放射性物質除去・低減技術実証事業費、職員向け研修等費用（H25～H28年度）、放射線量測定業務に係る人件費 等	6,915 千円	4,146 千円 (60.0%)
賠償なし	職員向け研修等費用（H29年度）、走行サーベイ調査事業費、一時保管施設の管理車修繕費 等	744 千円	—
	計	13,353 千円	9,840 千円 (73.7%)

3 和解案の評価

次の事項等を総合的に勘案し、ADRセンターから提示された和解案を受諾して、相手方と和解することが適当と判断したものである。

- (1) 事業の必要性等について、概ね本県の主張が認められていると評価でき、県顧問弁護士からも和解案を受諾することが適当との意見があったこと。
- (2) 過去2回のADRセンターへの申立てによる和解実績と比較して、和解割合が高いこと。
- (3) 和解の対象外とされた部分には和解の効力が及ばず、再度の和解仲介申立てや訴訟の提起が妨げられないこと。